

平成28年1月19日

第4回 若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会  
ヒアリング及び意見交換 主婦連合会意見メモ

主婦連合会  
事務局長 河村真紀子

■現在の少年及び若年者の実情及び彼らを取り巻く社会環境についての認識

核家族化、共働き家庭の増加、格差社会が進み子供の貧困が深刻化。幅広い年齢の家族や地域の中で、社会性(ひとの痛みを想像する、「加減」を知る、共感する)が育つという経験が不足。その一方で、ネット世代としてある種の情報過多の中で育ち、社会に対する認識が偏っている傾向。自己肯定感が低いまま育っていく者が多い傾向があり、自立した個人(=おとな)になれず、幼い面がある。

■少年・若年者による非行・犯罪の状況に対する認識

凶悪犯罪も含め、少年犯罪は数、率ともに減っているという統計を確認している。「凶悪化」のイメージには、テレビ、インターネットの影響がかなり大きいのではないか。繰り返す報道、増幅する情報。ネットの情報はいつまでも存在し続ける。

■現行の少年及び若年者に対する処分や処遇について

施設見学等も踏まえ、少年、若年者に対する更生のための教育や、処遇について、想像していた以上に手厚く、理念、実践ともに社会システムとして誇れるものであると認識。

■少年法の適用対象年齢の引き下げについて

加害者になる可能性も、被害者になる可能性もある少年の母親という立場から、引き下げには反対である。

ニュースやネットで繰り返し目にふれる少年犯罪は、少年非行・犯罪のごく一部である。少年法がカバーしている「範囲」の大部分は、一般市民からはよく見えないところにあることを、今回視察等を通して改めて実感した。目立たないところで、多くの少年たちを更生させて社会に送り出しているシステムは、社会の安全のためにも有益である。むしろ、このようなシステムを年齢の高い者にも広げていく方が社会はより安全になると考えられる。

現行でも、凶悪犯罪の場合、少年でも刑事処分を受けることを考えれば、見直す必要性を見いだせない。

他の制度との整合性ということが言われるが、選挙年齢が引き下げられたからということが理由になるのなら、選挙年齢引き下げ議論と同時並行して、成年・未成年の区切りに關係するあらゆる制度について十分議論すべきであり、先行したひとつの制度に合わせるというのは説得力がない。

【少年法適用年齢引き下げについて、主婦連合会の定例会議で出された主な意見】

- ・更生のチャンスは幅広くあるべき。
- ・犯罪者を多く生み出すことはない。
- ・高校生の中に少年法の適用される者とされない者が混在するのはよくない。
- ・少年法は厳しい方に改正され続けてきた。現行でよい。
- ・少年法適用年齢の引き下げよりも、きちんとした教育の方が大切。
- ・再犯率は少年法適用の方が低いはず。
- ・再犯防止に力を入れてほしい。

以上